



福祉と労働・雇用

WELFARE AND EMPLOYMENT

濱口桂一郎 [編著] HAMAGUCHI Keiichiro

はしがき

総論 福祉と労働・雇用のはざま

濱口桂一郎

岩名(宮寺)由佳

第1章 雇用保険と生活保護の間にある「空白地帯」と就労支援

金 明中

堀有喜衣

第2章 高齢者の雇用対策と所得保障制度のあり方

長谷川珠子

第3章 学校から職業への移行

武石恵美子

第4章 障害者の福祉と雇用と「福祉的就労」

池田心豪

第5章 女性雇用と児童福祉と「子育て支援」

笠木映里

第6章 労働時間と家庭生活

北 明美

第7章 労災補償と健康保険と「過労死・過労自殺」

第8章 年功賃金をめぐる言説と児童手当制度

神吉知都子

第9章 最低賃金と生活保護と「ペニシック・インカム」

永瀬伸子

第10章 非正規雇用と社会保険との亀裂

中島 鶴

第11章 医療従事者の長時間労働

橋本由紀

第12章 外国人「労働者」と外国人「住民」

ミエルケル書房

第10章 ■■■■■

非正規雇用と社会保障との衝突

永瀬伸子

非正規雇用者が増大している。また家族の姿も変わつてきている。ソーシャル・セキュリティは社会保障のあるべき姿、すなわち職の訓練、解雇規制や、社会保険のカバレッジ、さらには財政や将来給付のあるべき姿に大きな影響を及ぼす。グローバル化の進展によるコスト競争の激化、サービス経済の拡大による企業が求める労働時間の多様化により、非典型的雇用(atypical employment)、非正規雇用(non-standard employment)などの先進諸国でも拡大している。しかし正社員と非正社員の賃金差や待遇差は日本はとくに大きい。それは、従来、正社員の雇用安定を重視する一方で、非正社員は、仕事を扱うする者(例えば主婦)の働き方のみならず、十分な社会的保護を与えず、かわりに主婦の地位に社会的保護を与えてきたからである。非正規雇用者を通常の労働者として位置づけていくためには、「主婦の社会的保護」から「ケア活動への社会的保護」さらに出産する者が「職業キャリア維持」できるよう社会的保護と、雇用ルールや社会保険のあり方を改めていくことが必要となる。

雇用の非正規化の進展

(1) 一九九〇年代後半以降の雇用構造の変化

と規制緩和

一九七七年一九年の金融危機以後、企業は雇

用構造を大きく変化させ、非正規雇用が大幅に増えた。非正規雇用といつ働き方が増えはじめたのは一九八〇年代であるが、当時は、その構成員は主に配偶女性であった。しかし金融危機以降、非正社員の規制緩和がすむ一方、企業は正社員採用を大きく減らした。

一九九〇年に以前は、許可業務としてリストに掲げられた職種のみが派遣労働で雇用可能であったが、これ以降は禁止業務をあける(余ガテイ・リスト)形に変わり、派遣を行つてよい業務が大幅に拡大した。リストに掲げられた職種以外は解禁となつた。また二〇〇三年には製造業の派

遭労働も解禁された。契約社員についても、一年までが法定であつたが、労働基準法改正により一〇〇四年四月より三年契約が可能となつた。

ノハーツ中で非正規雇用で独立生計を立てる者が増えてる。

図10-1は「四歳以下の若年層に着目した性別別にみた雇用者と非雇用者と社員の割合である。女性は無配偶者に限定して示し、在学者は除いた。これで見ても、自立生計を営む必要がある若年層で、非正規雇用といった働き方が東に多く広がっていることがわかる。

一九八八年当時は、学歴にかかわらず三四歳以下の在学でない男女雇用者の九割以上が「正社員」であった。しかしその後、正社員比率は年々下落していく。11000年に比べても、1100人年には、正社員の割合は下落し、三四歳以下の大卒男性の一割弱、高卒男性の一割強が非正社員である。また無配偶の大卒女性の約一五%、そして無配偶の高卒女性に至っては半数弱が非正社員である。

しかしやがて解雇規制、社会保険などについての、雇用者に対する社会的保護は、日本では正社員を軸足として作られており、非正社員は十分に組みられてこない。

図10-1 3歳以下男女雇用者の学歴別の正社員比率（女性は無配偶者）

注：女性は無配偶者に限定したのは、日本の社会保障制度は、サラリーマンの妻をを通じて社会保険加入できている場合が多いため。

出所：永瀬（2011b）。労働力等別調査】「労働力調査」各年の専別集計。

しかし、非正規雇用者は、緊急要因を考慮したうえで、年々上昇の傾向がおどりせず、水準・水落(110.1)は110.11~10年の総務省「労働力調査」を用いた分析から示してある。八

の分析は、「三四歳以下の者が「非正規雇用・無業に陥る」確率」と、いつだんそうした「非正規雇用・無業」に陥った者が、その後の半年間に「正規雇用」に抜け出す確率について重み分析を行つたものである。「非正規雇用・無業に陥る」確率は、卒業時の有効求人倍率が低いほど高くなるが、卒業後何年か経過しても卒業時の景気動向の影響が残る長期的影響を示すといふ。また卒業時の有効求人倍率の影響を考慮した後は、最近ほど、若者が非正規や無業になる確率は上升している。またいつだん「非正規雇用・無業」に陥った者が「正社員」の移行に成功なのは何が。学歴が高いほど、年齢が若いほどは有意な影響があつたが、いつだん非正社員・無業に陥った後に、景気がよくなつても、正社員になれる確率が上がらない傾向があつた。つまり非正規雇用は、景気回復で問題は解決しない、構造的な雇用形態としており続けるとみられる。

(2) 非正社員に対する社会的保護

解雇権制、社会保障についての、雇用者に対する社会的保護だ。日本では社員を規定してつくられてきた。ヨーロッパでも、社員の雇用

はいつか、じいさん、おはながの井戸や離井でね
なし幼少期から苦難期であろう。続いて、仕事か
ら退廻し、体の不自由を出ていく花瓶期だ。それ
に由連しやじめやアーティストが働きながら時期
また病気や仕事上の災害で働きながらもになつた
ものが、会社の倒産や解雇によって仕事を失つたこ
とがどうかわからぬ。

多くの国々は、公的な制度として、社会保障を拡充し、その対象者を広げてきた。具体的には、労働時間規制、解雇や採用に際するルールづくりや、公的な年金制度、労働者健康保険制度、医療制度、雇用保険制度等である。これらを総称して「社会保障」あるいは「社会的保護」と呼ぶ。

(2) 国家による社会的保護の歴史

国家による社会的保護の萌芽があらわれるのは、産業社会が発展し労働者が生まれる頃である。これが幅広い個人や家族として発展したのは、第二次世界大戦後である。

精氣、出産、若後などについて、キリストは教導・
親族内の助け合ひが中心になるべきであつた。しかし
産業化の中で、やがて貧困層に対する社会が教育
にかかるようになり、まだ職業農園の中での助
け合ひがわれわれたちにならなくなつた。イギリスに

における一九〇一年のエリザベス教育法は、教員給料を徴収し、貧困民衆にあたる制度としてつくられ、現在の公的扶助（生活保護）の原型として有名である。また産業革命の貧困に陥る労働者に対する保護として、一八三三年にはじめてイギリスで「工場法」が制定される。この後児童や女性の労働を制限し保護していく。一八七四年には週五十六時間という労働時間規制が制定される。一方、運氣やが、死亡などの場合に助け合つ組織みは、欧洲でキリストの職業奉公で小規模にててつるんだ。これは年金や医療を社会保障（一八八一年）の仕組みとして導入したのは、労働者階級の保護よりも富國強兵を目指したビスマルク宰相である。

日本では、一九一一年にはじめての労働者保護法として「工場法」が成立する。その内容は、最低就業年齢が原則二十一歳、女子と年少者の最長労働時間が一日十時間（被服業では前日一四時間）など、現在からみると驚くほど低い基準であつた。しかしこれにて当時は長い懸案の末にようやく制定されたものだつた。当時、社会福祉は、民間の社会事業活動家にゆだねられていた。教諭法が制定されたのが一九一九年である。その後、労働時間制限には十分とはいえず、一九三八年に国民健康

社会的保護の制度とは

(1) 脆弱な人生の時期と社会的保護

社会保険 (Social Security)、社会保護 (Social Protection) のようにも。

ライフステージの中で人がもっとも脆弱な時期

表10-1 社会的保護に関する主な歴後の制度	
1947年	労働基準法制定 労働者災害補償保険法制定 失業保険法制定 国民健康保険法改正 児童福祉法制定
1950年	(新)厚生年金保険法制定 国民年金保険(国民年金、国民健康保険)開始
1954年	老人福祉法制定
1961年	(新)生活保護法制定
1963年	老人福祉法制定
1974年	雇用保険法制定
1982年	老人保健法制定
1985年	年金制度改革
1991年	育児休業法制定(1992年実施) 介護保険法制定(2000年制度施行)
2005年	障害者自立支援法制定

保険法が、また一九四一年に一般労働者を対象としたばかりの労働者年金保険法が制定された。

日本で社会保障制度が本格的に拡充されていくのは第一次世界大戦後であるが(表1-1)、歐米でも幅広い国民に対して社会保障が充実するのはやはり第二次世界大戦後である。日本で労働基準法が制定されるのは一九四七年であり、一日八時間、週四八時間が定められた。同時に失業保険法や、労働者災害補償保険法もつくられた。また戦後、医療保険や年金保険が拡充されていく。経済発展とともに、社会保障の拡大がすすめられていく

が、一九八五年代以降、とくに一九九〇年代後半以降は、少子高齢化を通じの中で、社会保険料の値上げ、給付率の削減という負担の分け合いの時代に入つていく。一方、一九九二年から育児休業法が実施され、一〇〇〇年から介護保険が実施されるなど、拡充の方向への変化もあった。これらの新しい二つの制度は、家族の変化に対応し、ケア活動を社会保障の中に取り含めていくとする変化であった。

非正規雇用者に対する社会保障

(1) 正社員中心に形成された訓練制度・雇用慣行

戦後の日本の雇用の特徴は、(1)長期雇用(新卒採用とその後の育成)、(2)年功的賃金、(3)企業内組合がその特徴といわれてきた。これは主に大企業での雇用の特徴ではなく、中小企業でも、海外に比べると相対的に雇用件数は多く雇用が安定していた。非正社員は(1)した雇用慣行の対象ではなく、労働組合があつたとしておその一員でない場合が多かった。

长期雇用者の解雇については、それを制限する判例が高度成長期に出たれていた。整理解雇の四要件として知られるようになる。すなわち、整理解雇をするには、(1)経営上の相違性があること(経営上の必要がないのに、勝手に解雇は止めながら)、(2)また解雇回避のために経営者が相当の努力をしたこと(役員報酬の削減、新規採用の抑制、希望退職者の募集、配置転換、出向等)、(3)解雇する対象者の選定が合理的であること(正社員よりは非正社員の解雇が合理的)である。一九八〇年代は有配偶女性の解雇が、世帯主男性の解雇よりも優先されるのが合理的(いわば罪悪感あつた)、(4)手続その妥当性である。

このような雇用慣行は、米国のようにemployment at willの原則、すなわち雇用は、使用者と労働者双方の意思に基づいて成立しているのであり、その解消、すなわち、離職も解雇も自由に行われてもよいという原則とは大きく異なる。

このように日本は、正社員の解雇に対して抑制的な雇用慣行が形成されていった。これは現実に企業主導の解雇が行われないということを意味するのではないか、経営者の自由意志で解雇が可能という原則に立たないといふといふである。長期雇用が前提とされる中で、企業は、正社員の自社内での育成に取り組み、また育成した正社員の離職

を抑制するような、勤続を評価する賞金や退職金の慣行がつくられていった。またこのような原則だからこそ、先行きの見通しが読めなくなり、企業は正社員の採用について慎重になつた。

(2) 景気の調整弁としての家計補助的非正社員の拡大

経済は景気変動がつまるものである。景気に伴い、労働需要が上がる時期もあれば、下がる時期もある。景気変動に対応するための労働力、調整弁の役割を果たしたのが、一九六〇年代は「臨時工」であり、一九八〇年代以降は、「主婦パート」であった。「臨時工」については、正社員との差別的待遇が問題にされたが、主婦パートについては、労働者保護の体系に組み込まれたとする議論は弱いものであつた。

主婦パートについては、「労働者」として保護するよりは、「主婦」として、夫の収入の安定を通して世帯として保護する方向で、社会的保護が組まれていつた。すなわち、主婦パートは、年金や医療などの社会保険に雇用者として加入資格の対象としないが、夫の被扶養者として社会保険に入れていつて、これが方である。一九八〇年代後半以降、「主婦」は日本の雇用の安定性を保持

するための補完的な労働力となつたといえる。

このように非正規雇用者は、景気変動に対応して雇用を中断されたり、新たに雇い入れられたりするバシフターとして予定された。だから企業は、パートやアルバイトに対する教育投資にはあまり積極的ではなかつた。非正規雇用者は、「労働者」としてのキャリア見通しや、社会的保護を与えられてはなかつたが、その主な身分は「主婦」であるから問題がうつるところが、一九八〇年代には支配的であつたうえに考へる。九〇年代初頭には、そうした働き方が「フリーター」という新しい働き方として若年男女に広がりだしたが、当時は若者がそうした働き方を選択してしまつた側面も少なからずあつた。

(3) 雇用労働者としての「非正社員」の拡大

しかしながら一九九〇年代の金融危機後、企業は、正社員の採用に慎重になり、非正規雇用は急速に、独立生計を営むべき若年男女に広がつていつた。学校卒業時に非正社員にならざるを積極的に選ぶ者が増えた訳ではないのに、結果として非正社員になる者が増えていつた。

しかし、こうした雇用の大まな変質に対して、社会的保護のあり方、社会保険、採用、訓練、配置、

昇進なし、雇用慣行がうまく変化していないのが現在の実態である。雇用のルールの転換が何より必要であろう。この点では社会保険を中心に述べる。

(4) 非正規雇用者の社会保険上の地位

日本の社会保険において、社会保険は大きい役割をもつ。具体的には、高齢期に関しては年金保険や介護保険、労働災害に対しては労働災害保険、医療については医療保険、病気による休職については医療保険、失業や育児休職については雇用保険が対応する。社会保険に対する部分が、生活保護や社会福祉に対する部分である。

しかし社会保険の主な対象者は、おもむねは正社員であった。非正規雇用者は、当初はそれで生計を維持しなくてはならない雇用者と想定されていなかつたから、適用対象外となる場合が多かつた。

徐々にその適用対象は広げられたが、とにかく扱いが異なるのは、厚生省所管の年金保険、健康保険、介護保険である。労働災害保険(以下、労災保険)では両者の区別はない。雇用保険は、最近になつて雇用契約期間が短い雇用者も含めるようになった。

(5) 次次保険と非正規雇用者

労災保険は、パート、アルバイト、臨時雇用などすべての労働者を適用対象に含めている社会保険である。これは業務災害、つまり仕事上の事故を原因とするが、障害、病気や死亡（遺族）に対して、医療サービスや金銭給付を行つ制度である。

その保険料は事業主負担であり、労災発生の危険が高い業種は高い保険料、低い業種は低い保険料が課せられるといい、労災リスクを下げようとする誘因を事業者に対して与える制度にもなつてゐる。

(6) 雇用保険と非正規雇用者

雇用保険は、適用拡大により、非正規雇用者の多くが対象になりつつある。しかし労災保険のようにすべての雇用者が対象となつてゐるわけではない。

一〇〇九年までは、「引き続を一年以上雇用される見込みがある」これが加入の条件であり、アルバイト等の臨時雇用者の多くは加入していなかつた。しかし若年非正規の失業と貧困が問題となり、一〇〇九年四月からは引き続を六ヶ月以上にからなり一〇一〇年からは引き続を二日以上が適

用対象となり、条件のつまびらか多くの短期雇用者も雇用保険の加入要件を満たさないにつながった。現在では、

- (1) 引き続を二日以上（一〇一〇年四月）勤務する見込みがあるといい
- (2) 所定労働時間が週一〇時間以上であるといい

が適用対象の条件である。

ただし適用を行つたら若年非正規の雇用不安リスクが解消されたとはいえない。

雇用保険の目的として、以下がある。

- (1) 労働者が失業した場合に、保険金を給付し、生活の安定をはかる（現在の日本では、加入期間、会社総合の失業がどうか、その場合は年齢区分、これらに応じて最高一年まで求職者給付が出される）
- また、(2)、(3)のように早期の再就職促進、雇用機会の創出、失業の防止、労働者の能力開発も目的である。
- (2) 労働者の能力向上（スキルアップ、技術習得機会の提供）
- (3) 雇用を維持・拡大・創出するような事業主への奨励金の給付
- (4) 育児理由で、収入が落ちる雇用者の継続就

労支援のための手当との組合

若年の非正規雇用者にとって、一番重要なのは、安定した仕事に就くことであり、将来につながる職業訓練の機会を得ることである。(1)の目的に沿つて失業給付を受けられれば、生活の助けにはなるが、しかし手当目的で安易な離職が起きれば（モラルハザードと呼ばれる）、仕事経験が減り、長期的な職業能力はむしろ下がつてしまつ。日本の雇用保険制度は、自己都合退職の場合も、一定期間待てば失業給付を受けるといいが、それから、モラルハザードが起きる可能性はある。

若年非正規雇用拡大の中で、新たに強く求められるようになったのが、(2)の目的である訓練機能の拡充である。これまで日本の訓練は、企業主導で行われてきたのであり、外部の訓練機関は十分に発達していなかつた。まだ訓練を受けた雇用者が企業で活用される慣習も十分にはつくれてはなかつた。まだ訓練を受けた者が、中途採用者として企業に採用されやすく、その人口を拡大するといふが求められている。

近年、親の雇用の不安定化といつて、経済理由で子じめの進学が阻害されている。雇用保険の加入期間が一年以上の若年層に対して、雇用保険が、上級学校に行く費用の一部を補助する支援の仕組

みを新たにつくる検討する必要があつた。

最後に(4)の育児休業給付である。出産後、育児休業取得後、引き続を一年以上雇用される見込みが現在の適用の条件である。その結果、非正規社員の多くが適用対象からはずれてしまつた。非正規雇用者の方がむしろ家計の維持が不安定な者が多い。育児休業給付を受ける適用対象者は非正規に受けた改革は早期に必要であつた。例えばイギリスの制度は、育児休業をとつたがどうかにかかわらず、出産後、収入が大きく下がつた者に対して雇用保険から、また雇用保険の適用条件を満たさない場合に給金から、一定期間手当を出す制度を拡充している。この方向への拡充が考えらつた。

(7) 年金保険：自営業のための保険が非正規雇用者に適用

労働保険に比べて、年金保険や医療保険、介護保険については、非正規雇用者は適用対象外になつてゐる場合が多い。なぜそつた事情が起きたのかにつづく。以下では年金保険を例に述べる。

日本の社会保障制度の歴史と比べて異なる特徴は、自営業のためにつくられた年金制度と、雇用者のためにつくられた年金制度が、(その後統合されつつある)もの特徴を残しつつ制度の柱となつ

てゐるといつてある。これは医療保険や介護保険も同様である。

日本は戦後、社会保険を拡充した時期に、世帯の半数は自営業者であるといつて過半である。自営業のための社会保険制度をつくつたが、日本の社会保険制度拡充に不可欠だった。一九六一年には、国民年金、国民健康保険として、自営業のための社会保険がつくられた。自営業者のための年金制度は、発展途上国においてどうしても必要な制度である。

しかしながら、非正規雇用者が増えていつたのだが、問題は、彼らが雇用者の中の制度ではなく、自営業の制度に加入を義務つけられてしまつたことだ。それは当初は、非正規雇用者は「例外的な雇用者」と位置づけられていたためとみられる。

年金制度を例にみると、自営業のための制度は、一九六一年につくられた国民年金保険制度である。これは、(1)保険料は収人の多寡による一定、(2)給付も現役時代の収人の多寡による一定、(3)給付水準も年金に近づくのであり、農家や商店などが主な対象であつた。(1)、(2)は負担能力の点からも、高齢期の生活保障の点からも自営業者に適しない。しかし、自営業の所得把握が難しくなり、また自営業に定年はなく高齢期でも働くといふこと

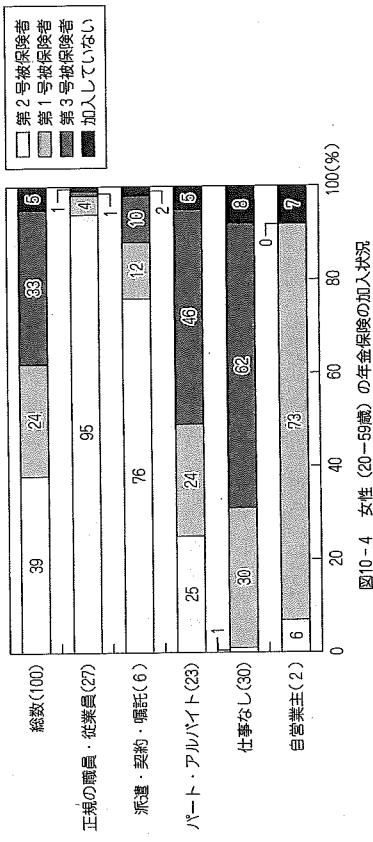
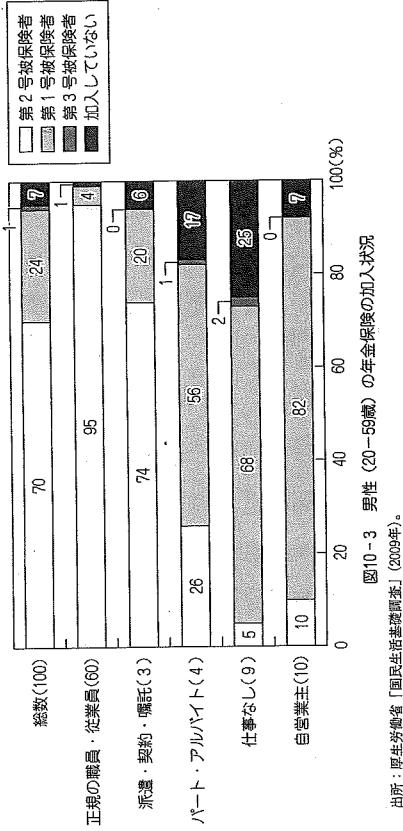
ら(1)、(2)、(3)は妥当化してしまつた。

一方、雇用者に対する社会保険制度は、(1)保険料は自己負担だけでなく、事業主負担が課せられる、(2)保険料は賃金比例である、(3)年金給付は保険料に比例して増える部分と、保険料の多寡によらず加入年数に比例する「連帯」部分(つまり賃金が低い者も高い者も同一の給付を受けるという掛け合いである)からなる特徴を備えていた。

雇用者に対する社会保険は、負担能力や高齢期の生活保障の点からも堅苦しい性格を備えている。

だから高齢成長期の社会保険の一つの目標は、厚生年金適用対象者を増やしていくことであつた。経済成長の中で徐々に厚生年金保険の適用拡大がすすめていた。一九八〇年代半ばまでは、小規模事業所は厚生年金の加入義務からはずれていた。当時の新聞折り込みからしの正社員募集の際の一つの謳い文句は「厚生年金保険あり」だつた。それだけ厚生年金制度がない事業所もあつた。今日でも、選択に厚生年金に加入していない事業者はあり、その満足が問題となつてゐる。しかし原則として法人はすべて加入義務があり、個人事業主は、労働者五人以上は加入義務がある。

しかし、非正規雇用については、同じ事業所の通常の雇用者と比べて、四分の三以上の労働時間



(8) 現在の年金制度
現在の日本の年金制度は、図10-2のとおりである。サラリーマンは「第一号被保険者」と呼ばれ、雇用者のための年金に加入している。負担は給付比例であり、また労働者だけでなく、事業主も同額負担する。一方年金給付は賃金に比例する部分(図の報酬比例部分)が基礎年金に加えて給付される。それ以外の国民年金加入者(自営業主・家族従業者・非正規雇用者・失業者・学生など)は第一号被保険者と呼ばれ、四〇年加入して、基礎年金満額をもらえるが、報酬比例部分はない。一方、サラリーマンの被扶養配偶者として、サラリーマンの年金制度の中で基礎年金権限を付与される者は「第二号被保険者」と呼ばれる。第二号被保険者は、サラリーマングループの中で、(低収入があるとしても年金保険料を支払う)という点で無収入のサラリーマンとして位置づけられている者といつてよい。サラリーマングループの「連帯」に入れ

てもらうための条件は、配偶者がサラリーマングループであること、本人年収が一三〇万円未満であることなどだ。この場合に、サラリーマングループ全體が人數分の社会保険料を負担し、一部部分の年金権を付与する。この第二号被保険者は、一〇一五九歳女性の約三分の一を占めている。

(9) 現役男女の年金保険加入の状況

一〇一五九歳の男女の年金の加入状況は、現実に以下のようになっているのが、一〇〇九年「国民生活基礎調査」からみてみよう。図10-3は男性、図10-4は女性である。

まず男女ともに正社員の九五%は、第二号被保険者、つまり事業主が保険料を半額負担する年金制度に加入し、自分の賃金に比例して年金水準が決まるという報酬比例年金をもらっている(正社員は男性の大割、女性の三割弱を占めている)。派遣社員、契約社員、嘱託社員などの場合は、第二号被保険者の割合が四人に三人である。これらの働き方はフルタイム雇用者が多く、その結果、雇用者の保険加入が多いのだろう。なお派遣・契約・嘱託等は、雇用男性の二%、女性の六%と雇用に占める割合は低い。

雇用者で大きい割合を占めるのがパート・アル

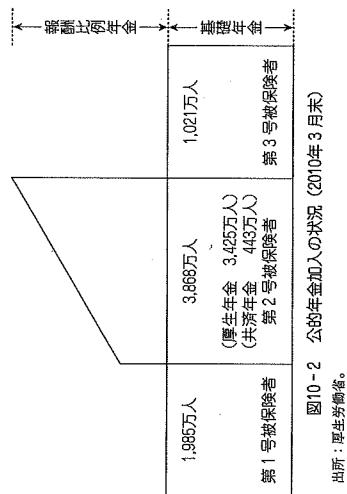
バイトである。一〇一五九歳をみると、男は四九に占めるが、女性では三三%を占める。そして男女ともに、パート・アルバイトで第二号被保険者である者(事業主負担のある年金制度加入者)は四人に一人に過ぎない。男性は半数強が第一号被保険者であり、一割弱は年金に加入していない。女性は、半数弱が第二号被保険者であり、四人に一人が第一号被保険者である。

一方、仕事がない者はどうか。こうした者は、一〇一五九歳の男性で九%、女性で三〇%を構成する。仕事がない男性の四人に一人は年金に加入していない。女性の場合、第二号被保険者制度でカバーされている者が大割り、無業の女性の年金権拡充に大きな役割を果たしている。

(10) 現在の高齢者の年金水準と年金以外を含めた収入水準

次に、高齢夫婦が、結果としてどれだけ公的年金を得られているかを見てみよう。その水準を見たものが図10-5である。夫婦で年金額が一〇〇〇万円以上である者が大割を占める。三〇一五〇〇万円を三世帯に一世帯を占め、高い水準の公的年金をもらっている。

年金以外の収入を含めたものが図10-6である。



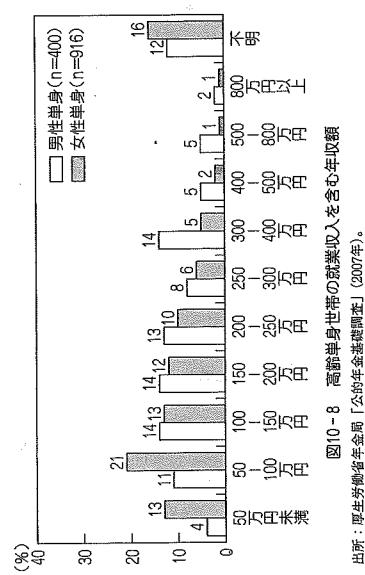
図10-8 高齢単身世帯の年収構成割合(2007年)。
出所：厚生労働省年金局「公的年金基礎調査」(2007年)。

図10-6のとおり、半数以上の高齢夫婦が年収三〇〇万円以上を得ている。日本は持つ家比率が高く、子じみの教育もほぼ終わっているくらいを考えれば、比較的豊かな老後生活を送っている高齢夫婦は多いとみてよい。なお図10-5のとおり年金のみでみれば、世帯の年金額が一五〇万円未満の世帯が二割いる。しかし就業収入を含めるとどう

した者は一部に減少する。つまり高齢夫婦世帯は、比較的安全として暮らしていけるといつてもよい。

では単身世帯はどうか。図10-7は単身男女世帯の年金受給額であり、図10-8は、就業収入を含めた高齢単身高齢夫婦世帯の男女別にみた年収である。

図10-8のとおり、就業収入等を含めて、年収

が一〇〇万円未満の男性単身は、その一五%だが、女性の場合、三人に一人に達している。単身女性の多くはやりくりに厳しいと想像される。年金水準を見ると、単身女性は五〇万円未満が四人に一人、五〇~一〇〇万円が三人に一人である。

なぜ単身女性の年金が低いのだろうか。現在の単身高齢女性は夫と死別した自営世帯の妻がまだ

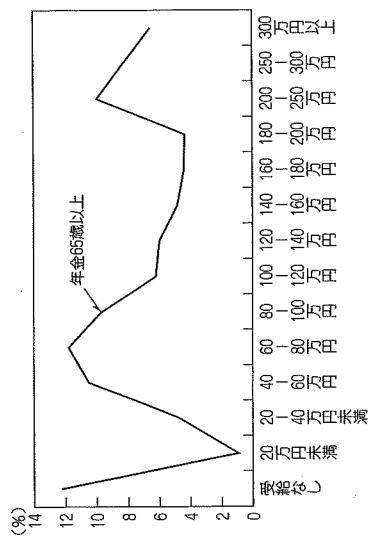
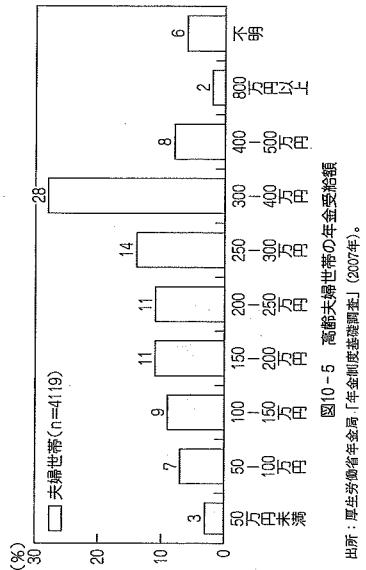
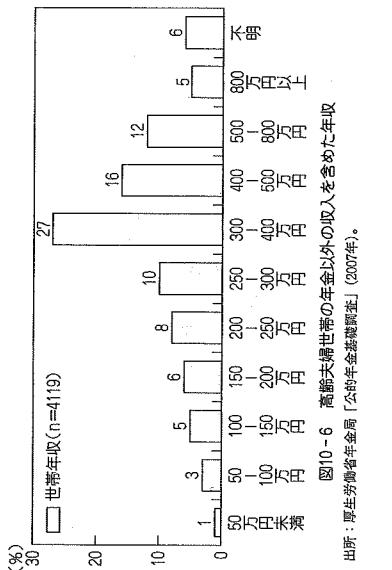
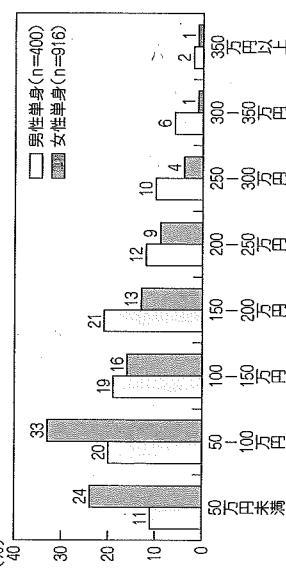
多く含まれている。自営世帯の場合、自分の国民年金の加入実績からのみの年金となる。一九六一年の制度開始以後しばらく加入していないかった結果として年金が発給できない者も多く、さらに高齢の者ほど、六五歳まで待たずに六十歳から早くに年金をもらいう、その結果として生涯の年金額が下がってしまった者も少なくない。

なお団塊の世代になると、夫が長期間厚生年金に加入しており、その遺族年金を受ける女性が増えるので、夫と死別した高齢女性の年金水準はやはり上がるこそられる。一方、生涯シングル女性も増えているが、女性の賃金は男性よりも低く、さらに厚生年金非加入の非正社員として働く者も多いため、生涯シングル女性の低年金は世代が下がっても構造的に続くと予想される。

最後に図10-9は、六五歳以上の世帯人員の年金給付額の分布を男女や世帯によらず、個人単位で示したものである。四〇~一〇〇万円前後に年間公的年金給付額の一つのピークがある。自営業主、家族従業者、サラリーマンの妻、厚生年金期間が短い雇用者などがこの区分に入る。また一〇〇~一三〇万円前後にも公的年金給付額のピークがある。これは長期に正社員雇用された者の公的年金である。この中間に入るのは、厚生年金期間が短め（あるいは賃金が低め）の雇用労働者である。

まとめれば、単身に限れば図10-8のように全般に年金水準は低いが、夫婦世帯の夫婦合計の年金を見れば図10-5のようにかなり潤沢というものが現在の公的年金給付の姿である。一方で、「受給なし」が六五歳以上の個人の一割いることも事実である。無年金者は女性が多い。こうした者

は子との同居によって生計を維持している場合が多い。永瀬伸子・村尾祐美子は、総務省『全国消費実態調査』一九九四年、一九九七年を特別集計し、高齢夫婦で暮らしている世帯の年金水準はかなり高いといき、子と同居している高齢女性にもつとも無年金の者が多いことを示している（永瀬・村尾（二〇〇四））。

図10-9 65歳以上世帯人員の年金給付額の分布
出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」(2009年)。図10-5 高齢夫婦世帯の年金受給額(2007年)。
出所：厚生労働省年金局「年金制度基盤調査」(2007年)。図10-6 高齢夫婦世帯の年金受給額(2007年)。
出所：厚生労働省年金局「年金制度基盤調査」(2007年)。図10-7 単身世帯の年金受給額(2009年)。
出所：厚生労働省年金局「公的年金基礎調査」(2009年)。

い、個人で加入するにしが義務づけられていた。一方サラリーマンについては、(配偶者加算という扶養される妻へ少額の加算があるにもかかわらず)そもそもの年金水準が夫婦一人分に足りる水準とされ、妻の年金加入は義務づけられていなかつたから未加入者もいた。しかし妻は任意で国民年金に加入するところでした。

占據は、概念的な社会保険料負担である。給付に対する社会保険料負担は世代によって大きく異なるものの、期待される生涯の給付に比べて生涯の負担は、古い世代ほど軽い。そこで、自営業の年金保険料負担は年金給付よりもかなり低い点線として示した。またサラリーマンは、負担も所得比例であるため、右上にありの点線として図示してある。サラリーマンについても、自営業と同様、年金保険料は古い世代ほど給付に比べて負担は低く設定されていた。そのため年金保険料は給付比例であつたが、高収入のサラリーマンほど、むしろ受け取る年金が支払う額以上に高かつたことを指摘されている(高山一九九二)。

図10-11は、一九八五年の大改革以後、現在につながる年金制度である。大改革の一つの目的は年金水準の「適正化」である。サラリーマンの「定額部分」は、自営業の「国民年金(あるいは基

(1) 第三号被保険者は収入ゼロのサラリーマン

非正規雇用者の厚生年金加入がなかなかすすまない背景には、事業主が加入に後ろ向きであるだけでなく、加入を望む雇用者が必ずしも多くないということがある。この問題を解決するには、社会保険における女性の位置づけを大きく見直すことが必要である。

改めて第三号被保険者制度を個人への給付という視点から説明すれば、この制度はサラリーマンの被扶養配偶者を「収入ゼロのサラリーマン」と位置づける制度であるといふ整理ができる。あるいは厚生年金の給付の設計は、二つの部分からなっていた。再分配部分、すなはち所得の高低にかかるかわらず、加入人数に応じて年金が増えるという「定額部分」と、支払った年金保険料の額に応じて高い年金給付を得られるという「報酬比例部分」である。一九八五年改正で創設された第三号被保険者制度は、扶養される子婦を、低収入で働く雇用者よりも一層重視する「収入ゼロのサラリーマン」

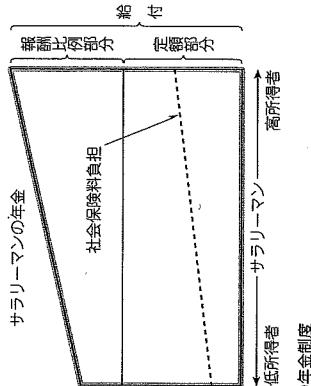


図10-10 1985年以前の年金制度

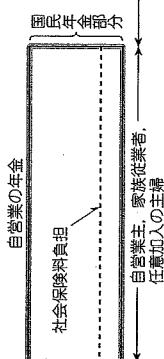


図10-11 現在の年金制度

マン」のみならず、年金保険料を支払うずに満額の再分配部分を手取るトドケを終えた制度といえる。

この点は、あまり説明がないので以下で少し詳しく紹介しよう。

一九八五年の年金大改正以前の分立した年金制度を概念的に概略に示したもののが図10-10である。実際は雇用者の視点はより細かく分かれていた。横軸は、加入対象者を示している。高さは、加入対象者の「事業可能期間を通じて年金に加入していた場合の」概念的な年金額を示している。図10-10の右側の台形は、サラリーマンの年金を示している。右にいくほど高い給料を得るサラリーマンとして描いた。給付は、二つの部分からなり、支払った年金保険料に依存せず、働いている年数が同じであれば同じ年金額を得られるというサラリーマン同士の助け合い部分である「定額部分」(図では台形の裏面で示している)と、保険料に比例して給付が増える「報酬比例部分」(台形の上に乗った台形)とかなる。一方、改正前の自営業の年金、「国民年金」は、年金水準はサラリーマンよりも低く、年金保険料も給付額も所得に比例せずに一定額であるので、図10-10の左側の長方形として示した。自営業主は、素の個人で年金保険料を支払

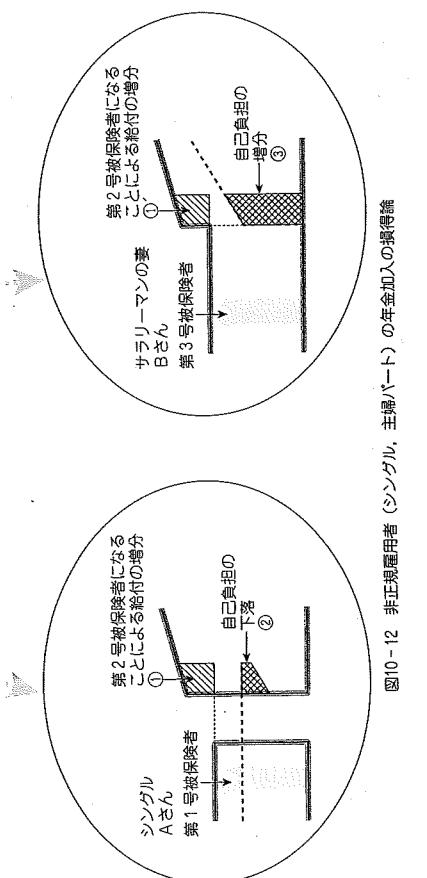
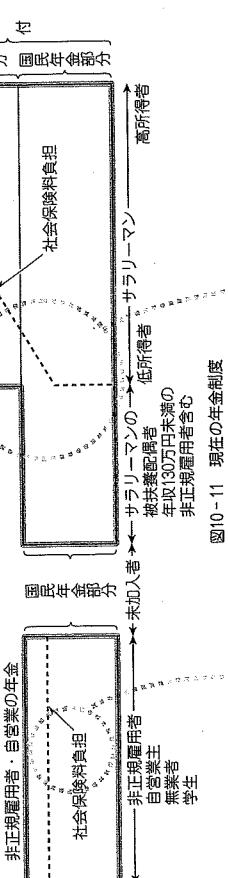


図10-12 非正規雇用者(シングル、主婦パート)の年金加入の損得論

「被年金」と呼ばれる)」と同じ水準において、つまり「国民年金」と同額になるまで下げるところがステジュール化された。まだ報酬比例部分に対する給付率も、一九八五年当時の $10\% / 1000$ から $7.5\% / 1000$ (現在は $7.125\% / 1000$)に下げられ、一年間の加入あたりの給付率も引き下げられた。ただし新たに「扶養される配偶者」に対しては「年収ゼロのサラリーマン」として位置づけ、扶養される配偶者に独自の年金権を与えること、「第三号被保険者制度」が創設された。年収ゼロだから社会保険料はゼロ、だから給付も報酬比例部分はゼロだが、定額部分(再分配部)とは加入年数に応じて、サラリーマンと等しくもらえるようになつたのだ。

改革によって、個人であるより、サラリーマンの「定額部分」は下がつたのだが、もし「被扶養配偶者」がいれば、配偶者は負担ゼロで再分配を受けられるため、世帯(夫婦)でみれば世帯の年金は下がらないといふ結果それが。しかし被扶養配偶者がいないシングルや共働き世帯では、改革ステジュールがすすむにつれて、給付は徐々に大きくなつてついた。

この間、非正規雇用が増えている。短時間の非正規雇用者は、サラリーマンの制度に入れないとこしたが、その多くは主婦であつたから、夫を

運じて、収入ゼロのサラリーマンとして第三号被保険者の身分を得ていた。

この新しい制度のめぐら社会保険料負担を高額で概念的に入れた。負担水準は全体に上がつていつたものの、高齢者が増える後世ほど社会保険料は上がつていくから実質の生産負担は後世代ほど生産給付額に近づいてくる。まだサラリーマンについては、低所得層は、生産負担に比べて生産給付が高いだろうが、高所得層では、負担は給付を下回るようになり、さらに後世代ほど負担が大きく増えていく。加えて被扶養配偶者がいないサラリーマンは、同じ年金保険料負担でも給付は大きく下がつた。

(2) 非正規雇用者の年金加入はなぜですか

非正規雇用者は、雇用者である。だから年金保険料が年収に比例し、事業主負担もあるサラリーマンの年金制度に入れるのが本来もじめ社会的保護のルートとしては妥当である。サラリーマンの年金制度である厚生年金に入れれば、低収入者として高めの再分配を受けられる。しかしながら、非正規社員の加入意欲そのものがあまり高くない。

それはこれまで述べたように週半数の非正規雇用者が、年収ゼロのサラリーマンとしてすでに再分配上有利な身分(第三号被保険者)をもつてゐるからである。

図10-1に説明します。シングルの夫さん、サラリーマンの妻のBさん、それぞれが非正規雇用だったところへ。ハハゲルのAさん(図左側のA)は、第一号被保険者の身分を脱して厚生年金に加入することができる、給付は図の斜線部分(報酬比例部分の①)だけ増え、さらに年金保険料の自己負担分もわずかに下がり(クロス斜線部分②)、より有利となる。これはサラリーマングループの再分配の仕組みに加へておられたのである。

しかしサラリーマンの妻のBさん(図右側のB)については、厚生年金に加入すれば、Aさん同様に給付は斜線部分(報酬比例部分①)だけ増えます。しかしこれまでゼロだった年金保険料が賦課されるようになるため、負担はクロス斜線部分②だけ増えます。すでに最大の再分配を受け取っているため、もう不利となつたと感じる者が多いであろう。

また詳しく述べないが、遺族年金の制度が、妻の年金加入に不利な設計になつてゐるのも妻の厚生年金加入を抑制する。すなわち、夫の死後

は、夫の遺族厚生年金と妻自身の厚生年金とを選ばれないといらない構造が強いため、女性の多数が自分の年金(つまり増えた③部分)を放棄せざるを得ない。そのため、非正規雇用者の中で大きい割合を占める主婦の多くが、厚生年金加入に消極的なのである。

(3) 非正規雇用の社会保険加入と第三号被保険者恩典の矛盾の問題: 写真

近年では、第三号被保険者の多くが、非正規雇用者として働くようになった。厚生労働省「公的年金加入状況等調査」によれば、一九九五年には、第三号被保険者のうち非正規雇用者は一七・三%であり、無業者が六八・五%であった。それが二〇〇四年になると、非正規雇用者は四〇・八%に増加し、無業者は五三・四%に減少している。

しかしながら多くの場合は、年収 110 万円以下で働いている。JETRO「短時間労働者実態調査」(1990年)によると、短時間労働者のうち、一五%が就業調整をしてくると回答し、まだ四割は調整する年収額に達してしまつて回答している。つまり短時間雇用者の六五%は、年収 $100 - 110$ 万円程度で働いているといつぱりとなる。就業調整をしている理由をみると、四八%が税金を

払わないですむように、三七%が、健康保険、厚生年金等の保険料を自分で払わないで済むようにと回答している。短時間雇用者の四割は、年収が 100 万円に達せず、また家庭の事情や自身の能力によりて、それ以上賃金を得られる状況になつても、四人に一人は税金や社会保険の負担をしないで済むように、労働時間を探して調整しているといつぱりとなる。

税金や社会保険料の賦課を回避するために、短時間労働者の四人に一人が労働時間を調整しているといは、非正規雇用の労働市場の賃金水準に大きな影響を与えている。税金や社会保険の壁があるといひ、女性が就業を抑制し、低賃金に甘んじるといは、パート市場の賃金水準に悪影響を与えているのである。

第三号被保険者制度が、女性の年金権を拡大する役割を果たしておだ一方で、第三号被保険者制度の 110 万円の壁は中年女性の賃金水準に悪影響を与えてきた。しかし簡単に第三号被保険者制度を変えられないのは、年金財政上の理由がある。

基礎年金は完全な賦課方式である。すなわち、毎年高齢者に配つてある年金給付の半額は国庫負担(税金)であるが、残りの半額は、第一号・第

二号・第三号被保険者の人数分だけ、各保険が負担している。第一号から第三号までの足すと約六九〇〇万人であるが、そのうち第三号の人数比率は五八%である。しかし第一号の保険料から、第三号の人数分も基礎年金額に拠出する制度になつてゐるため、サラリーマンの年金制度は、社会保険の提出分のうち七一%を負担してくれてゐるのである。

この方針は、個人レベルでみれば、なぜ同じようなパート収入があつても、夫がサラリーマンであれば、保険料納付なしで済むが、シングルであれば、第一号被保険者の保険料を払わないといならないのか、不公平であるといつぱり組びつかない。しかしながら、現在の高齢者に基礎年金を配るこという根柢からみれば、第一号は未納が多く、年金の徵収が難しいのに対して、第三号は、基礎年金保険料を安定して負担するといつぱりで、高齢者に年金を配るために財源としては優等なのである。

(4) 医療保険と介護保険

医療保険と介護保険も基本的には年金保険と同じ構造をもつてゐる。日本の医療保険は、大変アクセスがよいう。医療を受けた場合の医療費の自己負担は原則二割である。通常の非正規雇用者は、

極めて多くの企業の通常の労働者の四分の三の労働時間を超えない労働者であれば、サラリーマンの制度ではなく、自営業の制度の中に入りなくてはならない。これは年金制度と同じである。一方、非正規雇用であっても、被扶養の配偶者の身分があれば、サラリーマンの制度に入れ、社会保険料は負担しなくてよい。けれども年金制度と同じである。介護保険は、現役世代については、医療保険と同じ時に被取られるので、同じ権利があるといいになる。

5 日本の福祉国家論への シンクタンク視点

ハリサードで、非正規雇用者の社会保険加入と、被扶養配偶者の社会保険加入のシステムが複雑に絡み合って、問題を難しくしてしまっていると示した。ハリサードは日本をいい国だとうか。女性の参政や家族形成の変化は、どの先進国でも起きており、多くの国にとって、社会的保護という政策をめぐらしくなってきたといつての議論しながら。ハリサードは日本も共通する。ただし日本員と非正規との格差が現れなければ大したものはない。日本の特徴といえるからかもしれない。それは長期雇用の形態よりもパートでの制度、未婚にしての女性

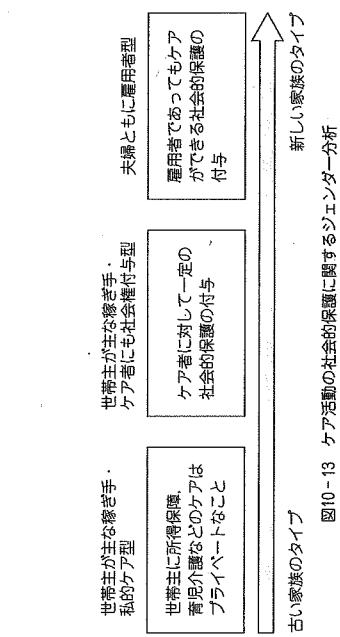


図10-13 ケア活動の社会的保護に関するシンクタンク分析

への保護が日本で最も堅固だったからである。

(1) 資本主義経済における福祉国家の三種類編
先進国における福祉国家類型の比較として、
Esping-Andersen (1990) の興味深い例がある。

福祉国家のメリーは、この国でも一貫して拡充していくが、Wilensky (1975) があるが、Esping-Andersenは、福祉国家は、いくつかのタイプがあり、同じ道を歩んでほかないとした。タイプの一つは、米国や英圏に代表されるので、政府は最低限の安全ネットを張る役割にあり、多くを市場経済に任せている。解雇規制は弱く、転職、再就職などが活発である。また公的保険の水準は低く、民間経済が大いに役割を果たしている。もう一つのタイプは、北欧諸国に代表されるグループである。国民負担（税金）と社会保険が国民所得に占める割合）は必ずしも高いが、市民に平等で厚い社会保障を提供する。二つ目のグループは、独立した歐州大陸諸国の国々である。歴史的に職域別に社会保険が発達したりこれら、職業選択に沿った保護がかけてられる。解雇規制は強く、家族を重視する考え方を強い。

(2) 福祉国家のシンクタンク分析

ハリサードによれば、Sainsbury (1999) は、女性がいつまで保有保護の手元に保たれて、いつまで、大陸型にして同じ区分に入れられていくドイツとフランスはまだよく似たが、英語圏は女性が社会保険の中でも位置づけられており、

ただ現状で福祉国家の類型化をするべきかの一つである。

この国でも家族や親族が、子の養育や老後、病気のリスクに対応する組織であり、主に女性が担つてきました。しかし、仕事をもつ妻が増え、離婚が増え、シングルマザーが増えてしま中で、ケア活動を担つ者への社会的保護は形を変えていった。その発展は国ごとに異なっています。

Sainsbury (1999) を参考にすれば、図10-13にかかる。ハリサードのタイプの社会的保護は、「世帯主が主な稼ぎ手・夫型のケア型」である。つまり稼ぎ手は世帯主であり、老齢や病気によってその稼ぎ手が失われないよう社会的保護の制度をつくる。妻は世帯主を通じて私的に保護される存在である。年金でいえば、年金権は、主な稼ぎ手に与えられるが妻にはない。つまり女性は離婚されば無年金にならる。また育児女性は就業しながらもと想定される。一九八五年以前の日本の年金制度や雇用のルールはまさにこれにあたるだろう。

次のタイプは、「世帯主が主な稼ぎ手・ケア者にも社会的保護型」である。これはケア者は無業になるに保護されるが、社会が認めるような活動であれば、社会権を付与するものである。ケアの結果受けが下がる者には社会年金を付与する。ま

たケアによる無業期間は、その後の年金にも反映をせる。例えばドイツでは、子が三歳までのケア者について、雇用者の平均賃金を得たと想定して、税金から年金保険料を支払い年金権を付ける。出産、子育てについては、社会的な活動として、社会的に認めるべきだとこう考へ方が正確であり、ドイツの場合、平均的な労働者と同じだけの活動とみなすべきが、こう考へ方がある。

最後のタイプは、「夫婦ともに雇用者型」である。夫婦が雇用者であっても、再生産活動は社会の維持のために必要である。だから、雇用者ともう一人の身分を失わないで出産や育児、高齢者ケアなどを行えるように社会的保護を整備する。ほとんどの類型の特徴である。雇用者がケアもできるよう育児休業制度や育児環境等を普遍的に整備する。スウェーデンがその例としてあげられています。

(3) 日本の福祉のシンクタンク分析類型上の位置

現在の日本がどの類型に入るだろうか。日本でも育児休業制度はあるが、出産する女性の一割程度しかこの制度を利用できていない。これは普通の雇用者が、育児休業をいつからいつまでどうに、働き方の改革が行われていないからであ

る。育児休業の権利は出産直前社員である者に限定されるが、夫はまだ欧州諸国ほどではないが、夫が非正規雇用者の多数は育児休業制度の権利をもたない。

まだ出産した母帯に校する出産年当は拡大しつつあるが、額はまだ欧州諸国ほどではない。

年金でいえば第三号被保険者制度は、夫の収入を基にして妻に個人の年金権を与えるものであるが、夫が非正規雇用や自営業ならびにその権利はないから中途半端である。

一九〇〇年から介護保険制度が導入されて以来、高齢者ケアの社会化に積極的に取り組んでいます。ただし介護保険の社会保険料の払い方は年金の第二号被保険者制度と同じ方式である。日本は「世帯主が主な稼ぎ手・夫型のケア型」から「世帯主が主な稼ぎ手・ケア者にも社会的保護型」に移行しつつある。まだ一晩古く社会保険のタイプに十足が乗つてこられる状況にござります。

6 社会的保護はいつあるべきか：制度がもつべき再分配性と社会保険料納付への対応性

(1) 社会保険料率に「課税」についての再分配性
これまでの日本の年金保険や医療保険、介護保

隙は、コアとなる雇用者を社会保障でカバーし、その妻や子はコア労働者を通じてカバーされるという形であった。このようにして、低収入や無収入の妻や子がいる医療の現物給付を受けられることができた。この仕組みに対する支持者は少なからずいる。ところは、有配偶女性の多くが結婚のところを低収入者だからだ。

しかしながら、この仕組みには様々な矛盾が出ている。

- (1) コア労働者という仕組みに入れない若年男女が大幅に増加している。
- (2) 無配偶者が増加している。若い層で離婚が遅れているというだけでなく、従来であれば、当然、世帯主の配偶者として社会的保護にカバーされてしまひではないかと思われる四〇一五歳層でも増えている。国勢調査一〇一〇年にすれば、この年齢層の五人に一人の女性が無配偶である。これは生進シングルの増加と離婚の増加が主因である。
- (3) 有配偶女性の就業率は上昇している。しかし社会保険上は雇用者の身分をもたないことが有利ないことが、就業調整という行動を起しておらず、パートの低賃金の一つの原因ともなつてゐる。

(4) 高齢者人口割合の上昇が見込まれ、また介護は介護保険という保険料と保険負担のことで行われる設計がされている現在において、妻を生産扶養される存在として位置づけることができるが、労働力に余裕がない、また国民負担に余裕がない。

現在、非正規雇用者の多くが、雇用の安定性、昇進・昇格・賞与、退職金など、日本的な雇用慣行からははずれている。またその少なくとも割合は、自営業を想定した保険料収取・給付のシステムとしての年金・医療・介護保険制度へは適応を得ない。一方で、非正規雇用者が、サラリーマンの妻であれば、社会保険料を払わなければ目的に年収一二〇万円で就業調整をしている。そしてそのような就業調整が、非正規雇用者の年収を一二〇万円程度を一つのターゲットとする年収に抑えてしまっている。

非正規雇用に対する社会的保護が薄く、一方で、正社員に対する社会的保護は厚い。その中で、相対的に男女非正規雇用者が増加する傾向は止まらない。田舎における就業賃格の低下といつだけではなく、正規から非正規への雇用者の振り替えによる賃金の低下が、日本のアフレバライルに拍車をかけているものとみられる。

このような矛盾はどういう解決するべきだかう。

(2) 非正規雇用者を雇用者の保護の中に入れるべきは非正規雇用の拡大に対応して、雇用者の社会保険制度はどのように改訂すべきか。日本国有の現役世代の問題として重要な点をいくつかあげる。

- (1) 日本では、正社員を中心として社会的保護が形づくられ、非正社員は、主婦の身分の者も含まれているため、非正社員への保護が明確に形づくられてこなかった。
- (2) しかしシングルの非正社員、無配偶の男女が増え、正社員とその扶養者という基準では社会的保護の対象に入らない者が大幅に増えている。
- (3) 非正社員についても、昇進・昇格のルール、扶養組合の加入など、正社員と原則連続的に考えていくべきである。
- (4) 社会保険については、正社員、非正社員として分けずに、すべての雇用者に社会保険料を賦課するべきである。
- (5) 一方で、看護や介護などのケアをしている者については、その社会保険料は、サラ

リーマンの配偶者、ひとり親世帯、自営業主の配偶者等にかかるらず、税金で負担し、年金権や他の社会的保護の権利を手えるべきである。

(6) 正規・非正規雇用者を問わず子育てを可能にする社会保障制度の構築が必要である。

(3) 働きなしの保護とア活用の保護

これまでの日本のルールは、世帯主と主婦の一体化、夫婦両者の優遇、主婦の雇用を従とした位置づけである。日本の「モデル年金」は「男性が平均賃金で四〇年間加入し、妻は無業の専業主婦」である。このいわゆる「モデル」で、一〇〇九年の財政検証は、一〇五〇年の現役男子の手取り収入を予想した上で、得られた「モデル年金」が現役女子手取り収入の五割がどうかを賃金の伸びや利回りを想定して検証した。

しかし一〇五〇年には六五歳以上が人口の四割を占めるというのに、それでもなお、「男性と無業の妻」をモデルとするのは難しい。夫婦ともに働くのが当然とした制度のあり方、まだ低収入でも子育てができる社会を考えるのが妥当である。まだ高齢者も、働く者は生涯働くことを選択する構造を考えたりが必要だろう。しかしそ

の方向へ基礎年金の改革案や、第二号被保険者制度改革の議論、低賃金の雇用者の年金種の議論はまだほんとうにされていない。

非正規雇用の待遇改善は、日本社会の中で男性世帯主だけが働き続ける構造から、働く者は誰も働き、一方で、育児等のケアは社会が金銭的負担をし、また時間もかかるという方向への改革なしでは達成不可能であり、大きく形を変えていくところが必至であろう。

三

(1) 個人事業主は以下の場合は、労働者扱いにあらず仕事場である。土地の耕作、植物の栽培、伐採など、の農林業、動物の飼育、水産動植物の採捕・養殖など、の漁業、蚕養・水産業、理容・美容業、映画の製作・映写・演劇などの運営業、旅館・料理店・飲食店・接客業・娛樂場の事業、社会保険労務士・弁護士・公認会計士などの事業。

(2) 周年労働省の年金改革案は、第三号被保険者の対象者を徐々に削減していくことを目指している。しかし女性が離婚や出産によって第一号被保険者からはずれやすくなる実態があり、その後は第三号被保険者制度にどどまることが社会保険料負担上有利である状況があれば、有配偶女性の一定期限までの自主的な就業調整は講じてあろう。また第三号被保険者制度は夫との年金分割で解決してしまうという柔軟な厚生年金制度は出していかが、このことは現在の年金給付構造を何ら変えならないのであり、何ら解決にはならぬ。また第三号被保険者制度を明示的に存続する論文は多くはない。例へば高田(一〇〇〇)は、消費課題を財源とするよりは儲かる一方で、第三号被保険者制度については、「現在の制度を、夫が年取六〇〇万円で妻が年取ゼロ円の場合も、夫と妻それ

ぞが二〇〇万円ずつの年取の場合も、保険料納付も、夫後の年金も、同じとなる制度として公平なるとの解説している。ただし選抜年金は明らかに事業主婦層が優遇されており、修正すべきこともしている。しかし現役世代につれても、時間あたり賃金に対する保険料負担や、給付こうじ点からは、明らかに後者の方が負担が重く給付は少ない。この点が見直されなければならない。また雇用者の百分比部分が基礎年金となってしまうために、低賃金シングル雇用者の低年金問題も見過ごされている。

【参考文献】

稻葉誠一(一〇一〇)「新聞各社の年金制度改革案の政策シナリオ」——年金制度改修案の政策評価と修正の提案」『一橋大学経済研究所世代問題研究会発表稿セイカシヨノベーハ』第五一九号。

横野善智子・田中耕太郎(一〇一)「はじめての社会保険」第九版、有斐閣謹書。

駒谷平継著(一〇〇九)「年金を選択する——参加インセンティブから考える」『慶應義塾大学出版会』。

高山泰之(一九九二)「年金改革の構想——大改革への最終発言」日本経済新聞社。

高山泰之(一〇〇〇)『年金の教室』P.H.P新書。

高山泰之(一〇一〇)「消費財財源の社会保険年金——新たな提案」『年金レポート』当選作。

水瀬伸子(一〇一)「第三号被保険者の見直し」『週刊社会保障』第六五卷第二六五八号、四四一四九頁。

水瀬伸子(一〇一)「若年非正規雇用の現状と年金を含めた社会的保護のあり方」『年金と経済』三〇巻一〇号、一〇一三一頁。

水瀬伸子・水落正明(一〇一)「若者層は経済回復期に安定雇用に移行してきたのか——前職およびジョブカーフ利用の影響」『生活社会科学研究』第一八号、二七一四五頁。

水瀬伸子・村尾祐子(一〇〇五)「社会保険や税制等は、家族・家庭構成に影響を与えるか——日本の社会的保護の仕組みが持つ特定タイプの家族へのバイア

八」『新刊社会学雑誌』第三十号十一月一四
九。

久本義光(1990)『出産風景をみる——多様な履
歴と多様な出産風景』中央新幹。

Esping-Andersen, G.(1990). *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Cambridge, Oxford, Oxford University Press.

Gornick, J. C., Meyers, M. K. and Ross, K. E. (1997)
"Supporting the Employment of Mothers: Policy Variation Across Fourteen Welfare States," *Journal of European Social Policy*, 7(1) : pp. 45-70.

Sainsbury, D. (1999) "Gender and Social-Democratic Welfare States", in Sainsbury, D. eds, *Gender and Welfare State Regimes*, Oxford, Oxford University Press.

Wilensky, H. L. (1975) *The Welfare States and Equity*, Berkeley, CA, University California Press.